

平成28年度第1回入札監視委員会議事概要

日 時 平成28年11月14日（月） 14時～15時30分
場 所 市役所 分館2階 入札室
出席者 委員等 中尾 宏委員長、田中 孝一委員、廣田 稔委員
事務局 契約課長他契約課職員3名、各抽出案件担当者

【概 要】

1. 開会

- (1) 委員長あいさつ

2. 議題

- (1) 入札・契約手続の実施状況について

① 入札・契約手続の運用状況報告（平成27年度）

- ・事務局より平成27年度（下半期）契約課執行分の発注方法・業種別契約件数を報告。
- ・随意契約の件数が前年同期の件数と比較して増加した件について、例年よりも例外的な案件が増加したことによる旨を説明。

② 抽出事業の審査

主な質疑と回答要旨

◆ 四街道市立栗山小学校バスケットゴール耐震化工事

委 員：今回、この案件を選んだ理由は、配布資料中の「発注方法別発注案件一覧表（工事建設）」の一覧（以下「一覧」という。）において、内容に誤りがある

のではないかと考えたためである。まず、本抽出事業No.1 内の「開札調書」内の落札金額と、一覧に記載のある契約金額とに開きがあることと、一覧の番号⑨及び⑩の金額が同一なので、内容等について確認をしたかったことから、これを抽出した。

事務局：一覧中⑨に関する内容は、別紙開札調書の内容が正しいので、こちらに訂正する。また、一覧中の⑧と⑩はいずれも正しい。

委員：本委員会の資料は、今回の委員会用に改めて作成したのか、それとも入札など恒常的に使用及び作成などを行っているものか。

事務局：開札調書については、業務で恒常的に使用しているが、他の一覧などの資料については、改めて本委員会用に作成したものである。

委員：資料16ページの内容について、設定書の原本の内容と照らし合わせて確認することは可能か。

事務局：可能である。

委員：一覧中の⑨と⑩について、⑩の吊下式バスケット装置と折り畳み式バスケットゴールの工事内容や仕様は同じものか

事務局：それぞれ異なっている。

委員：⑧と⑨についてはどうか。

事務局：⑧、⑨及び⑩については若干の違いがあるが、大まかな仕様は変わらない。

委員：⑧、⑨及び⑩それぞれの落札（契約）業者について教えてほしい。

事務局：3件とも同一の業者である。

委員：（⑧について）入札の参加業者は2者となったが、この類の工事の施工可能な業者はこの2業者に限られるのか。

事務局：偶然に2者となった結果である。

委員：バスケットゴールの設備等の違いについて、小学校と中学校でどう変わるのか教えてほしい。

事務局：中学校の方が小学校よりバスケットゴールが高く、コート等も広い。また、コートのセット数は小学校・中学校とも変わらない。

◆ 四街道市役所庁舎他20施設で使用する電気

委員：電気の使用量が未確定な状態で入札する理由と入札では7つの業者しか参加していない理由について教えてほしい。

事務局：予定の電気使用量は過去一年間の実績を基に、予定使用量として入札条件や仕様内に提示をした。参加業者数については、入札を実施した当時は一般電気事業者などの特定の電気事業者しか、入札に参加できなかったが、平成2

8年度の電気事業法の改正により、今年4月から登録小売電気事業者も入札に参加可能な体制となった。

委員：入札後の解約などの制約について、業者側からの条件はあったのか。

事務局：契約期間については1年間の期間などといった、一般的なことについて定め、その他については、社会の情勢に応じて対処するといったことを定めた。

委員：入札参加などの条件については、どの業者も均一ということによろしいか。

事務局：その通りである。

委員：電気使用量が確定していないにも関わらず、電気量が確定したのものとして入札案件として執行したのか。

事務局：予定使用量として入札条件の一部に提示した。

委員：予定使用量の増加があった場合は、それに対応するのか。

事務局：その通りである。社会情勢の変化に対応した契約（入札）内容であり、電力使用に関する基本料金（最低料金）と使用電力に応じた内容を基本としている。なお、燃料調整費（※1）と再生可能エネルギー発電促進賦課金（※2）の2点は、支払時に加算するものである。

委員：契約金額は、別紙の開札調書記載の金額によろしいか。

事務局：開札調書の金額は予定のものであり、契約金額は単価で定めている。

委員：設計金額と契約金額に開きがあるが、それが価格競争の効果とみるか。

事務局：その通りである。

委員：予定金額と契約金額は異なるのか。

事務局：本件は単価契約であるため、契約金額は単価となる。予定金額は、予定使用量に契約金額（単価）を乗じた総額である。

◆ 防災用品購入

委員：配布資料の23ページ記載「業務等の場所」を踏まえた場合、抽出事業No.4「防災資機材購入」と関連があるように見える。この抽出事業No.3には（No.4にもある）乳幼児用の災害備蓄品は含まれているのか。

事務局：抽出事業No.3については、粉ミルク等の乳幼児用の対象物は含まれている。抽出事業No.4については、補助金を基に追加で購入した。

委員：落札業者次第で、購入した備品の品質や内容にバラつきが出ることの無いように、どのような担保や対策をしているのか。

事務局：基本的には市が事前に示す物品を納入してもらうこととなるため、統一性は確保できている。なお、事前に示した物品と規格・性能等が同等以上のもの（同等品）でも可としているが、その場合には同等品申請（※3）をしても

らい、市の承諾を得たものに限り、納入することを認めている。

委員：防災用品の備蓄に関して、「一日分あたり」や「一人分」といった具体的な指標はあるのか。

事務局：購入品は、消費期限が切れた物を追加する形式で購入するといった、不足分を補う方法で購入しているので、別途の具体的な指標では示していない。

委員：「日数」や「一人当たり」といった指標での運用はしていないのか。

事務局：日数といった指標ではなく、全体の確保・備蓄数で運用しているので、その指標を満たしたものになる。

◆ 乳幼児用防災用品購入

委員：本案件の元々の執行理由は、補助金が確保できたことから執行したのか、又は従来から購入する必要があった上で、これを執行したのか。

事務局：従来から本案件については執行等の計画をしており、備蓄等の必要数も不足していたので、補助金を利用し、購入したものである。

委員：本件の補助率は百パーセントのものなのか。

事務局：その通りである。

委員：購入内容の方針などについては、こういったものだったのか。

事務局：通常の防災用品等の備蓄量は3日分を標準とするが、その日数を4日や5日と基準を上げることで防災備蓄関連の体制が強化されるため、本案件を実施した。

委員：防災備蓄の状況の強化を踏まえたなら、その事業については、国等が主導で実施するという考え方もあるがそれについてはどうか。

事務局：あくまで本案件に関する事業は市町村が主体となる。

委員：毎年の（消費期限切れ等の防災備蓄用品等の）廃棄量についてはどうか。

事務局：廃棄というよりも、各自治会・地区単位での防災訓練等の機会に、消費期限を迎える前に市民向けに提供している。

◆ 図書館業務委託

委員：本案件の落札業者と前回入札実施時の落札業者とは継続した（同じ）業者か。

事務局：その通りである。

委員：数年に一回程度といった間隔で業者の変更といった、案件の見直しといったことは検討しているのか。同じ業者に継続的な業務委託を履行させることが

有利に働くこともあるが、定期的な業務等の見直しは必要ではないか。

事務局：本案件に関しては、同一の業者が長期的に業務を担うといった観点よりも、設計図書や価格面での定期的な業務の見直しを企図している。

委員：期間の観点からの継続した業務委託は検討しているのか。

事務局：3年から5年程度の長期的な契約を検討している。

委員：つまり、事業の継続性自体が事業の性質に有利に働くものではないとの判断か。

事務局：その通りである。

委員：開札調書にある入札の「無効」の経緯について教えてほしい。

事務局：今回は3か年の総価での入札だったが、当該業者が単年度での入札と勘違いして入札に参加したため、相手方の意向を確認し、それらを尊重及び勘案した上で、入札を無効扱いとした。

委員：市図書館は文化センターの近隣に所在している建物でよろしいか。

事務局：その通りである。

委員：業務の内容と設計価格を踏まえた場合、設計価格が割高な印象がある。

事務局：市図書館の構造や市図書館以外の施設、移動図書館での業務などの総合的な面を勘案した結果である。

◆ 24時間電話健康相談業務委託

委員：入札参加資格の設定理由と関連して、業務概要中にある医療従事の有資格者が一名でもいれば、入札の参加資格として認めるのか、また、委託業者の業務体制など、どの程度まで予算担当課は把握をして業務委託を実施しているか。

事務局：電話相談の相談員については、いつでも対応可能な体制を整備してもらっているが、四街道市専用の事業者（所）ではなく、複数の自治体からの同種の業務委託を当該業者のコールセンターにて一元管理している体制と聞いている。また、当該業者の職場環境への視察も今後検討している。

委員：この業務委託の事業開始はいつからか。

事務局：平成23年7月から開始している。

委員：落札価格から割り返した一日当たりの業務委託料は一日当り概算で1万円程度とみるが、利用者の具体的な相談内容はどの程度まで予算担当課にて把握しているか。

事務局：相談ごとについての詳細な回答や特に緊急時の具体的な指示もしている。

委員：「夜中に電話をかけてどの程度応答するか」といったSLA（※4）の様な条件設定は求めているのか。

事務局：特に設けてはいない。相談の応答率が85パーセントであるということは

業者より聞いている。

委員：業者に対し、何らかの制限やペナルティは課しているか。

事務局：特に課していない。

委員：（業務委託の品質確保のため）何らかの履行確保の設定についての検証をお願いしたい。

事務局：苦情件数も一つの（品質確保向上に資する）指標になると思う。

委員：（苦情などの）市への報告義務などを委託業者に課しているのか。

事務局：統計の形式で、年代や内容についての報告を課している。

委員：それらの報告は市民向けに開示を実施しているのか。

事務局：特にしていない。

委員：当業務委託の苦情等に関する市民向けの情報公開や業者の職場環境に関する視察などの検討を希望したい。

③ 指名停止の運用状況報告

平成27年度下半期指名停止状況を報告。このうち、

・競売入札妨害又は談合による指名停止	2件
・安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故による指名停止	1件
・その他の不正又は不誠実な行為による指名停止	1件
の計4件について説明を行う。	

▽前回までの指摘事項への対応報告

➤ 物品等の入札における社会保険未加入対策について

業務委託等に関する社会保険の未加入対策として、一部の委託案件を対象に、試行として落札業者に対して社会保険等の加入状況の確認を実施していくことを報告する。また、次回の入札監視委員会において、平成29年4月以降の実施を目標に、日程や具体的な実施方法などを報告することについて確認する。また、委員から入札監視委員会の総意として、社会情勢の状況を踏まえた本対策の採用を切に希望するとした意見があった。

➤ 情報管理等の資格要件設定の統一的な基準の作成検討

本報告を基に、引き続きの検討を希望したい旨の意見を頂く。公的な情報管理に関する資格を保持していない業者も入札等に参加可能な、市独自の仕組みについても、エコステージ（※5）のような制度設計を参考にして、引き続きの検討を希望する旨の意見も委員より頂く。引き続き委員の意見を伺いながらの検討を実

施する。

3. その他

○平成27年度(下半期)の再苦情申立なし。

次回開催日は、平成29年2月中を予定する。

4. 閉会

【注釈一覧】

(※1 燃料調整費)

火力燃料（原油・LNG〔液化天然ガス〕・石炭）の価格変動を電気料金に反映させるため、その変動に応じて、毎月の電気料金を自動的に調整する制度のこと。

(※2 再生可能エネルギー発電促進賦課金)

再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で買い取ることを国が約束する制度のこと。電力会社が買い取る費用を電気の利用者（使用者）から賦課金という形で集め、現在のコストの高い再生可能エネルギーの導入を支援する。

(※3 同等品申請)

仕様書等記載の製品と同等の性能を有するかなどの審査を、入札または見積り合せの仕様書等に例示品として示したメーカー・型番の品目の他に「同等品可」とされた品目について、それと同等以上の品目で入札または見積り合せに参加することの許諾等を入札担当者から得ること。

(※4 SLA 【 Service Level Agreement 】 サービス品質保証/サービスレベルアグリーメント / サービスレベル合意書)

サービスを提供する事業者が契約者に対し、どの程度の品質を保証するかを明示したもの。規定される項目は原則として定量的に計測可能なもので、上限や下限、平均などを数値で表し、通信サービスでは測定方法なども同時に定める。）

(※5 エコステージ)

IS014001 の意図を踏まえつつ、従来の経営管理システムを基盤として、そこに「環境」という視点を導入することで、経営とリンクした環境マネジメントシステムに構築しようとするもの。5つのステージがあり、段階的にレベルアップしていくことで、IS014001の取得やCSRの実現も視野に入れた経営改善を図ることが可能になる。また、中小企業規模の組織には、環境経営システムの基本骨格のみを導入するステージも用意され、資金や組織規模に応じて取り組むことができる。